

◎日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の附属書の改正に関する
交換公文

(略称) 中国との航空運送協定附属書改正取極

平成 七年 五月三十日 北京で
平成 七年 五月三十日 効力発生
平成 七年 八月 八日 告示

(外務省告示第四六九号)

目 次

ページ

中国側書簡	三五三
1 附属書の1の改正	三五三
2 附属書の2の改正	三五四
日本側書簡	三五五

(日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の附屬書の改正に関する交換文)

(中方去文)

(中国側附書)

(記文)

中國側附
書

書簡をもって恐しきだしお。本部長は、千九百七十四年四月二十日は北京で點ねられた中華人民共和国と日本國との間の航空運送協定の規定に従ふ画國の航空測度が千九百九十五年一月二日から十一日までの間北京において協議を行ふ、議事録に署せしむるに當及する光榮を有しお。

本部長は、中華人民共和国政府に代わつて、前記の議事録に従ふ、回過限の千九百九十四年八月十一日改正された附屬書を次のように改正する所を提案する光榮を有しお。

附屬書の
改正

1 附屬書の1（中華人民共和国政府が指揮する航空企業が両方向に運転する協定業務の路線）の路線を次のように改める。

北京 - 上海及び（又は）大連及び（又は）西安及び（又は）青島抑へば後田合意か
る中華人民共和国内の他の一地帯のうちの一地帯 - 東京及び（又は）大阪及び（又は）仙台及び（又は）名古屋及び（又は）九州（長崎を除く）内の一地帯及び（又は）日本国内の一地帯及び（又は）長崎抑へ
ば後田合意かる日本國内の他の一地帯のうちの一地帯 - 運輸以外の目的の着陸のための一地帯 - カナ
ダ - カナダ区の他の一地帯のうちの一地帯 - サン・フランシスコ - ラスベガス - ニューヨーク - ニューヨーク
- ニューヨークのうちの一地帯 - 中國米（メキシコを含む）迄の間

日本国驻中华人民共和国特命全权大使
佐藤嘉恭閣下：

我荣幸地提及，根据一九七四年四月二十日在北京签署的中华人民共和国和日本国航空运输协定的规定，两国航空当局于一九九五年二月八日至十一日在北京举行了会谈并签署了会谈纪要。

我谨代表中华人民共和国政府建议，按照上述会谈纪要，对已于一九九四年八月十二日修改的该协定附件再作如下修改：

一、附件之一的航线（中华人民共和国政府指定的空运企业经营的协议航班的往返航线）修改如下：

北京 - 上海和／或大连和／或西安和／或广州和／或青岛或今后双方同意的中华人民共和国境内的另一点中的
一点 - 东京和／或大阪和／或仙台和／或名古屋和／或九州（除长崎外）内的一点和／或日本国境内一点和／或长崎或今后双方同意的日本国境内的另一点中的一点 - 一个作非运输业务性经停的地点 - 温哥华 - 多伦多或加拿大境内的另一点中的一点 - 旧金山 - 芝加哥或纽约中的一点(注) - 包括墨西哥在内的中、南美洲的三个地点。

(注)从中华人民共和国东行至芝加哥或纽约的定期航班以及从芝加哥或纽约西行至中华人民共和国的定期航班必须在旧金山经停。

中國の航空運送協定附屬書改正取締

中國との航空便運送協定附属書改正取極

三月四日

附属書の 2の改正

2 附属書の2（日本国政府が指定する航空企業が兩方向に運営する協定業務の路線）の路線を次のように改めむ。

東京－大阪及び（又は）名古屋及び（又は）九州（長崎を除く）内の「地域」及び（又は）日本国内の他の「地域」（うちの「地域」上海及び（又は）大連及び（又は）青島及び（又は）西安及び（又は）広州及び（又は）北京及び（又は）杭州及び（又は）合意する中華人民共和国内の他の「地域」（うちの「地域」シンガポール、リヨン、トリー、ボンバ、イタリアのうちの「地域」テヘラン、バイルーム、カイロ又はイスタンブルのうちの「地域」アトランティック内他の「地域」ローマ又はヨーロッパ内の他の「地域」（うちの「地域」パリーロンドン）

東京－大阪和／或名古屋和／或九州（除長崎外）内的一点和／或日本国境内的另一点和／或长崎或今后双方同意的日本国境内的另一点中的一点－上海和／或大连和／或青岛和／或西安和／或广州和／或北京和／或杭州或今后双方同意的中华人民共和国境内的另一点中的一点－新加坡－新德里或孟买或卡拉奇中的一点－德黑兰或贝鲁特或开罗或伊斯坦布尔中的一点－雅典或欧洲的另一点中的一点－罗马或欧洲的另一点中的一点－巴黎－伦敦。

我荣幸地提议，如果日本国政府复函接受上述建议，此函及您的复函即成为两国政府在此问题上达成的谅解并自您复函之日起生效。

顺致最崇高的敬意。

千九百九十五年五月三十日于北京

中華人民共和国外交部長 錢其琛

中華人民共和国駐在日本國特命全權大使 佐藤嘉恭閣下

一九九五年五月三十日于北京

二、附件之二的航线（日本国政府指定的空运企业经营的协议航班的往返航线）修改如下：

日本側書簡

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(中国側書簡)

本使は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得ることを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が本日付けで効力を生ずることに同意する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

一千九百九十五年五月三十日に北京で

中華人民共和國駐在日本國特命全權大使 佐藤嘉恭

中華人民共和国外交部長 錢其琛閣下

(参考)

この取極は、昭和四十九年に発効した中国との航空協定（昭和四十九年二国間条約集及び条約集第二三三四号参照）の附屬書を改正するものである。